

# 官報

昭和二十七年十二月十九日

## ○第十五回 参議院會議録第十三号

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午前  
十時三十二分開議

議事日程 第十二号

昭和二十七年十二月十九日  
午前十時開議

第一 母子福祉資金の貸付等に関する法律案(衆議院提出)  
(委員長報告)

第二 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第三 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第四 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第五 名古屋市中に労災病院設置の請願(二件)  
(委員長報告)

昭和二十七年十二月十九日 参議院會議録第十三号

第六 福島県に労災病院設置の請願  
(委員長報告)

第七 北海道美幌市に労災病院設置の請願  
(委員長報告)

第八 広島県呉市に中国四国労災病院設置の請願  
(委員長報告)

第九 失業対策日雇労働者の最低生活確保に関する請願  
(委員長報告)

第一〇 織物消費税に関する請願  
(委員長報告)

第一一 ガソリン税軽減に関する請願(十九件)  
(委員長報告)

第二 酒税引下げに関する請願(八件)  
(委員長報告)

第三 生命保険の所得税控除額引上げ等に関する請願  
(委員長報告)

第四 福島県石川町にたばこ試験場設置の請願  
(委員長報告)

第五 勤労所得税の控除額引上げに関する請願  
(委員長報告)

第六 工芸ししゅう面の物品税撤廃に関する請願  
(委員長報告)

第二七 觀賞用写真等の物品税減免に関する請願  
(委員長報告)

第二八 勤労所得税等減免に関する請願(二件)  
(委員長報告)

第二九 たばこ小売の利益率引上げに関する請願  
(委員長報告)

第三〇 貴石、半貴石類の物品税免税点設定等に関する請願  
(委員長報告)

第三一 百日ゼキ、ジフテリア注射補助費に関する請願  
(委員長報告)

第三二 都市清掃事業費国庫補助等に関する請願(二件)  
(委員長報告)

第三三 戦犯刑死者遺族の援護に関する請願  
(委員長報告)

第三四 児童福祉事業発展に関する請願  
(委員長報告)

第三五 戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に関する請願  
(委員長報告)

第三六 汚物掃除法改正に関する請願(二件)  
(委員長報告)

第三七 らい予防法改正に関する請願(二件)  
(委員長報告)

第三八 未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給の請願  
(委員長報告)

第三九 国立筑紫病院の定員増加に関する請願  
(委員長報告)

第四〇 東京都立川市の水道施設完備促進に関する請願  
(委員長報告)

第四一 未帰還者留守家族の国家補償に関する請願(十四件)  
(委員長報告)

第四二 国立療養所果生榮泉園整備に関する請願  
(委員長報告)

第四三 傷い軍人の国家補償に関する請願  
(委員長報告)

第四四 結核病床増加に関する請願  
(委員長報告)

第四五 元満洲開拓者遺族等援護に関する請願(二件)  
(委員長報告)

第四六 元満洲開拓者遺族等援護に関する請願  
(委員長報告)

第四七 戦傷病者援護に関する請願  
(委員長報告)

第四八 国立高田病院施設整備に関する請願  
(委員長報告)

第四九 らい療養所の慰安謝金増額に関する請願  
(委員長報告)

第五〇 らい療養所の文化教養費増額等に関する請願  
(委員長報告)

第五一 戦没者遺族の年金等支給促進に関する請願  
(委員長報告)

第五二 国民健康保険事業の再建強化に関する請願  
(委員長報告)

第五三 生活保護法適用者に対する遺族年金等の取扱に関する請願  
(委員長報告)

第五四 戦没者遺族の年金支給等に関する請願  
(委員長報告)

第五五 国立療養所昭陽園増額に関する請願  
(委員長報告)

第五六 電産争議早期解決に関する陳情(二件)  
(委員長報告)

第五七 停電ストライキの即時中止に関する陳情(二件)  
(委員長報告)

第五八 日雇労働者の失業対策に関する陳情  
(委員長報告)

第五九 電産、炭労両争議の早期解決に関する陳情  
(委員長報告)

第六〇 炭労ストライキの早期解決に関する陳情  
(委員長報告)

第六一 税制改正に関する陳情  
(委員長報告)

第六二 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六三 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六四 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六五 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六六 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六七 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六八 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第六九 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

第七〇 給与所得税軽減に関する陳情  
(委員長報告)

官 報 (号 外)

|                                                    |                                                |                                                                                          |                                                                                                               |                                                           |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第五二 揮発油税軽減に関する陳情<br>(委員長報告)                        | 第六三 戦傷病者遺族等<br>援護年金および學費金に関する<br>陳情<br>(委員長報告) | 決算委員<br>菊川 孝夫君<br>議院運営委員<br>小瀬井義男君                                                       | 中小漁業融資保証法案<br>水産委員会に付託                                                                                        | 出案を可決した旨衆議院に通知した。<br>簡易郵便局法の一部を改正する法律                     |
| 第五三 伊勢志摩国立公園集團施設<br>敷工事着工促進に関する陳情<br>(委員長報告)       | 第六四 戦傷病者の更生援護に関<br>する陳情<br>(委員長報告)             | 同日衆議院から左の議案を提出した。<br>よつて議長は即日これを農林委員会に<br>付託した。                                          | 同日衆議院から予備審査のため左の議<br>案が送付された。よつて議長は即日こ<br>れを委員会に付託した。                                                         | 同日衆議院から、本院の送付した左の<br>内閣提出案は、同院においてこれを可<br>決した旨の通知書を受領した。  |
| 第五四 伊勢志摩国立公園國庫部材<br>地内にゴルフ場設置の陳情<br>(委員長報告)        | 第六五 社会保険医療給付費二割<br>國庫負担に関する陳情<br>(委員長報告)       | てん、衆生産業振興臨時措置法案<br>同日衆議院から左の内閣提出案を受領<br>した。よつて議長は即日これを委員会<br>に付託した。                      | 租税特別措置法の一部を改正する法<br>律案<br>大蔵委員会に付託                                                                            | 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正<br>する法律案                                 |
| 第五五 三重県吉津村外三箇村の<br>伊勢志摩国立公園編入に関する<br>陳情<br>(委員長報告) | 第六六 社会保障制度確立に関す<br>る陳情<br>(委員長報告)              | 外航船舶建造融資利子補給法案<br>公共企業体等労働関係法第十六条第<br>二項の規定に基き、国会の議決を求<br>めるの件(附議第一号)                    | 同日衆議院から予備審査のため左の議<br>案が送付された。よつて議長は即日こ<br>れを厚生委員会に付託した。                                                       | 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提<br>出案を承認することを議決した旨衆議<br>院に通知した。         |
| 第五六 結核予防法と生活保護法<br>との調整に関する陳情<br>(委員長報告)           | 第六七 戦争犠牲者遺族の援護強<br>化に関する陳情<br>(委員長報告)          | 二項の規定に基き、国会の議決を求<br>めるの件(附議第一号)                                                          | 同日可決した左の本院提出案は、即日<br>これを衆議院に送付した。                                                                             | 同日衆議院議長から、左の法律の公布<br>を要した旨の通知書を受領した。                      |
| 第五七 戦傷病者戦没者遺族等援<br>護法改正等に関する陳情<br>(委員長報告)          | 第六八 元満州開拓者遺族等援護<br>に関する陳情<br>(委員長報告)           | 給員保険法の一部を改正する法律案<br>厚生委員会に付託                                                             | 労働金庫法案<br>簡易生命保険及び郵便年金の積立金<br>の運用に関する法律の一部を改正す<br>る法律案                                                        | 同日衆議院議長から、国会において承<br>認することを議決した左の件を内閣に<br>送付した旨の通知書を受領した。 |
| 第五八 第十軍予九の死没復員軍<br>人遺族援護に関する陳情<br>(委員長報告)          | 第六九 結核対策に関する陳情<br>(委員長報告)                      | 外務省設置法の一部を改正する法律<br>案<br>内閣委員会に付託                                                        | 同日委員長から左の報告書を提出した。<br>漁船再保険特別会計における漁船再<br>保険事業について生じた損失を補<br>てんするための一般会計からする繰<br>入金に関する法律の一部を改正する<br>法律案可決報告書 | 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提<br>出案を承認することを議決した旨衆議<br>院に通知した。         |
| 第五九 戦犯刑死者遺族の援護に<br>関する陳情(二件) (委員長報告)               | 第六〇 結核療養施設拡張等に関<br>する陳情<br>(委員長報告)             | 食糧管理特別会計の歳入不足を補<br>てんするための一般会計からする繰<br>入金に関する法律案<br>食糧管理特別会計法の一部を改正す<br>る法律案<br>大蔵委員会に付託 | 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提<br>出案を承認することを議決した旨衆議<br>院に通知した。                                                             | 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提<br>出案を承認することを議決した旨衆議<br>院に通知した。         |
| 第六一 元満州等の開拓団員犠牲<br>者遺族援護に関する陳情<br>(委員長報告)          | 第六二 都市清掃事業費國庫補助<br>等に関する陳情<br>(委員長報告)          | 同日議長において、常任委員の補欠を<br>左の通り指名した。<br>農林委員<br>千葉 信君<br>郵政委員<br>三橋八次郎君                        | 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提<br>出案を承認することを議決した旨衆議<br>院に通知した。                                                             | 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提<br>出案を承認することを議決した旨衆議<br>院に通知した。         |

した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案 大蔵委員会に付託  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

一昨十七日委員長から左の報告書を出した。

大蔵委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

大蔵委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

厚生委員会陳情審査報告書第二号同

特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号同

特別報告第二号

昨十八日委員長から左の報告書を出した。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律案可決報告書

厚生委員会陳情審査報告書第三号同

特別報告第三号

厚生委員会陳情審査報告書第三号同  
特別報告第三号

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会務を開きます。

〔小泉秀吉君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 小泉秀吉君。

○小泉秀吉君 私はこの際、航空政策に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○矢嶋三郎君 私は只今の小泉君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 小泉君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。小泉秀吉君。

〔小泉秀吉君登壇、拍手〕

○小泉秀吉君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、総理大臣並びに運輸、通産両大臣に対して、航空政策につきましてもいささか質問をしたいのであります。

最近数年間におきまして、国際間の交通運輸の機関といたしましての航空の発展は、誠に飛躍的なものがあり、人類の生活に画期的な変革をもたらしたことは御承知の通りでございます。

ます。かくて各国は、特に民間航空の発展伸張につきまして、政府の出資或いは補助金等を出して積極的な助成策をしておられることも、これ又御承知の通りでございます。

政府は、独立後の日本の航空事業を如何に育成して行こうとするのであるか。総理大臣は先般の本会議におきまして、航空問題については軽視しない旨の御発言があつたのでございますが、これは重大なる関心を持つておられるかと解してよいのでございましょう。

若し然りとせば、如何なる政策を持つておられるのか、お尋ねいたしましたのであります。特に私は以下数点について総理の御方針を明らかにせられたいのであります。

第一に、問題にならぬくらい取残されてゐる我が航空事業を育成するためには、我が国力から申しまして、外資の活用、先進国の技術導入等は極めて必要であると考えますが、航空は、他の交通、通信、金融等の諸産業と同様に、外国の政治的発言力を伴つたものであるならば、国際航空であると国内航空であるとを問はず、その経営におきまして自主的發展を阻止するものと考えるのであります。東盟の諸国がそのために如何に苦しんでゐるか我々は現状を直視せねばならないと思つてゐます。

政府は、各国と同様、航空の自主的發展を期するために積極的助成策を講ずる意思ありや否や。更に又、政治的発言力を伴う外国の力と連絡せんとする、非問伝えられれる諸計画につきましては、将来これを如何に処置せられんとするののか。それについて総理のお考えをお尋ねしたのであります。

第二は、航空事業の育成につきましては、飛行場、保安施設、乗員、整備員の養成等、民間の能力のみを以ていたしましては、こつこつと進んでいくことが困難であらうと思つてゐるが、吉田内閣は独立前において、七千万円の国費を費して保安施設の整備等に充たのであります。独立後の今日、補正予算においてもその片鱗さえ発見し得ないというやうなことは如何なる理由であるか。この点に対して政府は今後積極的な予算的措置を講じて、取残された我が航空事業の空白を埋める意思はあるのかないのか。この点に關しても総理の御意見を伺いたないのであります。

更に第三に、航空事業の自主的回復とその育成を図るためには、画策点請と申しますか、飛行場の返還又は共同経営、空中管理権の完全なる回復等が伴わなければならないと思つてゐるが、政府はこれらに対する用意はできているのかどうか、お尋ねしたいのであります。

私は更に通産大臣にお尋ねをいたします。航空事業の発達に我が国力回復のために如何に重要であるか、殊に将来において政府の言ふところの自衛上如何に重要な機能を持つかについては、通産大臣は恐らくこれを否定されないのであらうと思つてゐるが、果して然らば、我が国の航空事業の育成につきまして、通産大臣は重大なる関心を持つて積極的な育成方針をとられるものと考えますが、大臣の御所見を承わりたいのであります。更に航空法によりますれば、本邦の航空会社は三分の一の外資加入が可能でありまして、而して外国会社よりの機材のチャーターによつて、アメリカ飛行機のチャーター等によつて全く自主性を失うやうな場合なしとしないと思つてゐるものであります。かくのごとき場合に、航空機の生産意欲を減殺し、航空工業の復興発達に到底期して望まれないではないかと思つてゐるが、この点に關する大臣の御所見並びにその対策を伺いたないのであります。

次に運輸大臣に一点お尋ねいたします

す。運輸大臣は先般航空審議会の答申は尊重すると表明されたように記憶をいたしておるのでありますが、そのお考え方は今日においても勿論変わりはないものと承知しております。併し如何なる程度にこれを施策のうちに取入れんとせられるのであるか。特に外資をバックとする新規の出願会社のある場合の取扱方針について明確なる御所見を伺いたないのであります。(拍手)

以上を以て私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(石井光次郎君) 拍手〕

○国務大臣(石井光次郎君) 答へいたします。飛行場の返還は今で一段落付いたところでありまして、行政協定によりまして駐留軍に貸しておるものはそのままになっておりますが、なお日本のこれから先の航空の発達のためには、飛行場というものが日本側で余計使用することが絶対必要でありますから、なお今後とも機会あるごとに飛行場の返還をできるだけ交渉をいたしたいと思っております。それから空中管理の問題であります。これは日本側で空中管理ができる準備ができればアメリカ側は日本に返すという話合いになっております。目下その要員を如何にして養成するか、その他につきいろいろ研究をいたしております。一日も早く日本側で空中管理ができるような状態に持つて行きたいと思っております。それから審議会の答申を尊重すると、まあ申上げました、その方針で実施問題に当るつもりであります。外国の資本が三分の一入つてもいいことは只今お話の通り航空法で定めてあるのであります。が、実際問題といたしまして、日本の航空の自主性を本當に保つには、どういふふうな、実際に起つて来ました出願の会社に対してこれに許していかどうかという問題

は、十分研究しないと、三分の一までいいからという機械的理由だけでは解決できないものがあると思つております。今いろいろ出願が出ておりますのを調査中であります。私どもは日本の航空の自主性を守れるようなことかどうか頭に入れて、許可する問題はきめたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣(小笠原三九郎君) 拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 航空機工業の重要でありますことは誠に仰せの通りでございます。航空機工業は総合工業でございますので、これを育成いたしましたことは、一國の機械工業及び素材工業の技術水準が向上することに相成るのであります。更に又航空機は加工度の著しく高いものでありますところから、今後の重工業発展の中核として進歩して行く性格を持つており、民間の需要も漸次増加して行くと思われまします。又輸出品としても非常に適格な工業品であると考えます。併しながら、戦後各国の航空機工業の目覚ましい進歩を考へますと、終戦直後事実上の壊滅状態に陥り、且つ七年間の技術的空白を過こして来ました我が国航空工業は、著しく

弱体化しておると申さなければならんと存じます。幸いに極東空軍から我が国航空機工業への航空機修理発注が近時特に積極的になつて参りましたので、従いましてこれが受注体制を早急に整備いたし、技術の修得、工場の整備を行い、将来の完成機生産への基礎を確立して参りますことが、延いては我が国外貨の払出に寄与し、且つ我が国航空工業の技術の進歩にも大いに貢献することと考えられます。従つて今後の航空工業につきましては、極東空軍の発注によります航空機の機体修理作業を中心として、その生産体制を急速に確立し、外国資本等に依頼することなく、自主性を確立し、以て我が国航空事業の使用機の国産化に努力をいたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔奥むめお君発言の許可を求む〕  
○議長(佐藤尚武君) 奥むめお君。

○奥むめお君 私はこの際、公益事業ストにより一般大衆に与えた損害に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○加藤武徳君 私は只今の奥君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 奥君の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより発言を許します。奥むめお君。

〔奥むめお君発言、拍手〕  
○奥むめお君 私は、公益に關係の深い電産労働ストによりまして一般の大衆がこうむつた損害を訴えて、政府の所信を問いたないのでございます。異常な長期ストもやつと終りました、労働者は若干のペースアップを得ましたし、経営者も又労働条件の合理化を得まして、一応それ／＼主張の一部を貫徹したのでございますが、ここに、争議によつて第三者が大きな犠牲を受けて、そのまゝに放置されている。自分たちのこうむつた損害を訴える道もなく泣く／＼この年の瀬を迎えて生きているという、この国民大衆の問題を労使双方に強く訴えまして、反省を求めますと共に、政府の所見を質したいのでございます。いわば、法律的な言葉で申しますならば、権利の濫用によつて生存権を脅かされたところの国民が緊急の避難場所をどこに求めたらいいのか、政府は国民大衆の緊急の避難場所をどこに求める所存であ

るかということを買したのでござい  
ます。私は議員になりましたから五年  
半、議場の一角で常に考えましたこと  
は、政治というものはもつと温かいも  
のでなければならぬ、政府はもつと  
温かい心で政策を考えなければならぬ  
ということでございます。ヨーロッパ  
の七カ国を廻つて来ました私の目  
に、スウェーデンは一番豊かな国に見  
えましたけれども、そのスウェーデン  
で總理大臣は、夫婦共稼ぎの教員の住  
宅にふさわしい粗末なアパートの三階  
に住んでおりました。而も總理大臣官  
邸はないのでございまして、大臣の官邸  
は曾て建てたものがあるけれども、ス  
ウェーデンでは、外務大臣だけが外国  
と折衝する場合に必要があるから使つ  
ていけるけれども、あとの大臣は官邸を  
持つていないのだ、こう言われました。  
それで總理大臣夫人は、日本には大臣  
官邸はたくさんあるのかと聞きました  
て、そして、大臣の官邸がいくらあつ  
ても国民のためには何のたしにはなり  
ませんわねと言つて、私にニツコリ笑  
われたのであります。私はこれについ  
て、つい先頃の国会で通産大臣は放言  
の故にその議席を追われました。この  
一人の同僚大臣を失うことによりまし  
て、今の政府の大臣たちが深く反省し

て、不当に虐げられてゐる人々の上  
に、乏しくともみんなが平等に分けあ  
つて、そして平和な喜びを以て生き  
て行けるように道を与える、そういう  
政治家になり変つて欲しいということ  
を求めているのは、国民輿論の偏わら  
ないところであるということに訴えた  
いのでございまして。ちようど炭炭、電  
産の争議が始まつて、三十日経つて  
も、四十日経つても、いつ解決の糸口  
が出るかわからないという間に、特に  
その電産のストは、その特質として、  
労使双方に出血が少く、ストに何の  
かわりもない第三者の国民大衆だけ  
がひどい目に会つたという点でござい  
ます。国民はもう我慢のならないこと  
ろまで落ち込んでおりました。勢旋調  
停に乗り出すべき政府は、熱帯が木か  
ら落ちるのをただ漫然と待つてゐるよ  
うな姿だつたと私は思います。何の処置  
にも出られなかつた政府の適さたこと  
は今ここに問われないといひまして  
も、再び今度のようないことが繰返され  
るようなことがあつて、国民大衆がひ  
どい犠牲をこうむらなければならぬ  
といひましたならば、これは我慢の  
ならないことであります。この種の事  
態が再び起らないように政府は如何な

る対策を持たるか。責任のある答弁  
を得たいのでございまして。  
一体、ストは労使の間の問題、企業内  
部の問題であつて、これによつて第三  
者たる消費者が被害を受けて辛抱しな  
ければならぬという理由は成り立ちま  
せん。一部では、ストによつて経営者  
が第三者に対して契約が履行できない  
場合には不可抗力だから、賠償の責任  
はないという人も學者の中にもござい  
ます。併しそんな無責任なことが許さ  
れてなりましようか。現にこの国にも  
賠償の責任ありとなす學者もあります  
し、ヨーロッパの学説、判例を見まし  
ても、ストの場合、原則として不可抗  
力でないといひてゐるのでございませ  
ん。又中小企業の下請工場では、現にスト  
によつて納期が遅れた場合でも不可抗  
力であるといひ言ひ逃れを許しませ  
ん。違約金を取られるし、それを払わ  
なかつたらもう後の注文がもらえなく  
て生きて行けないのでございまして。電  
気が独占事業であるのをいひことにし  
て、料金については、供給規程に書い  
てあるように、早く払えば一割まで  
やる。遅れたら一割罰金だ。二カ月遅  
れたら日歩四銭の利息だ。五十日払わ  
なかつたら電氣は切るぞ。現に最近の  
新聞紙上に会社の責任ある人の名前で

こういう脅迫的な記事が度々出てゐる  
のでございまして、仕事は期日に間に  
合はなくて機械が動かなくて賃金も払  
えないような工場の人たちがせつぱ詰  
つていますときに、一体こういう威嚇  
的な記事を新聞に発表するということ  
は許されていいのであるか。消費者  
は、それなら電氣はもうやめましよう  
というわけに行かない。考えてみても  
頂きましよう。中小企業の場合は筋を  
通したことを行わねば生きて行けない  
世の中に、独占企業だけが勝手であり、  
経営者と需用者のことは双方の力関係  
でまきまきと云ひ張つていていい  
のかどうかという点であります。言わ  
れるまでもなく、残念ながら今日は、  
労働者と経営者を守る法律だけはあり  
ますが、それらの間に紛争が起きた場  
合に、犠牲になる、何ら関係のない第  
三者である中小企業者、一般家庭の消  
費者、これらを守る法律は全然ござい  
ません。私たちはこの点を追及したい  
のでございまして。法律がないからとい  
つて、今度のストの場合のように、異常  
な犠牲が全国的に振がつた場合に、消  
費者大衆が受けた損害を償ふ意味で、  
経営者側においても何らかの積極的措  
置に出るよう助言する意思は政府に  
ないものか。又政府自身においても、

この年末の困り抜いてゐる一般国民大  
衆に對しまして、殊に金融の途の付き  
がたい中小企業者又は家庭生活者に對  
しまして、何らかの積極的なスト後の  
応急措置をとらなければならぬと私  
は考へてゐるのでございまして、政府  
は如何なる所信に立つてゐられるかと  
うか。はつきり聞きたいのであります。  
次に通産大臣にお伺ひいたしたい。  
公益事業である電氣会社の監督官庁と  
して、今度のようない場合に、需用者と經  
営者の利害が全く相対立した場合に、  
大臣は一体消費者の味方として立たれ  
るのであるか、経営者のために肩を持  
たれるのであるかという点でございま  
す。停電のために仕事ができなくて困  
つてゐる人たちが会社側から脅かされ  
て、今は政府のふところに泣き込んだ  
という形でありまして、スト中の料金  
も供給規程通りだと、こう通産大臣は  
言われるであらうか。今度のストでは  
労使双方共に法律の許すぎり／＼の線  
で戦ひまして、新聞によりまして、第  
三者は停電をされた華句の果てに、割  
引いて呉れるのは最後の三日間の一日  
八円として二十四円だけだといひ  
で、後は停電しただけ会社側の徳だ。  
これでいいものでしょうか、お伺ひし  
たい。又、大口工場の場合はともか

く、一般家庭乃至中小企業では社会的な力も弱く、経営者が供給規程を盾にとつて法律の力で攻めて来れば、対抗して正当な権利を主張する力もないのでありますが、杓子定規の法律論はどうありうとも、消費者の受けた大きな損害をやわらげる政治的な方法を政府は研究していただけるかどうか。又その具体策を進めていただけるかどうか。これを政治力と言わずして何ぞやと私は聞きたいのであります。

次に電気会社の経理面につきまして、湯水期の準備積立金を多額に貯えておりますが、豊水期の年にも一通の公債会だけで電気料金を値上げしている。又電気事業は独占事業であり、公益事業としての特権もたくさん与えられておるのでありますが、まだ経営は自立せず、多額の政府資金が出ており、その株主を見ましても、筆頭が東京都知事の十万八千四百なにがし株、あとは便郵年金積立金、簡易生命保険、これ皆国民の税金でございまして、而もなお無償株にまで配当をしようにとすることを、通産大臣は如何なる理由で認められているのであるか。銀行でさえやつと近頃配当を許したばかりではありませんか。又会社では、湯水停電だ、スト停電だと言いますけれど、

でも、我々から見れば、湯水期に備える石炭代金を、焚かずに済んだ分だけでも会社は儲かっているはずだ。これを停電ストによつて困っている国民に對して、どういふ言いわけにするのでありうか伺いたい。

最後に労働大臣に伺いたいことは、長引いたストの間に、消費者大衆は弱り抜いてしまったが、早期解決のために如何なる手を打つて来られたかということ、具体的はその経過も併せて報告をお願いします。公益事業に従事する者は、勞使いづれを問わず、消費者大衆に迷惑をかけるまいと努力するのが第一の義務であると思ひます。勝手に停電スト、電源ストをやつて、社会公共の福祉は甚だしく損われるし、会社は又十分スト防止の手段を尽さないで、ストだから不可抗力だと、漫然と電気をとめて料金だけを取立てに來る。山ならば炭価は上る。これらストは勞使双方の争いであるという本質を忘れた、甚だ見当違いな社会情勢を青かす行爲だと思ひるのであります。勞使間に根本的な心掛けの狂つた点があると思ひますが、如何でしよう。このことは畢竟公共の福祉と争議権の調整の問題であつて、ストを法律的に制限するとかしないとかいふこと

よりも、ずつと根本的な勞使關係のあり方を改めて検討すべきときであると思ひますのでありますが、政府の見解はどうであるか。政府は又国民全般の立場と勞使間の紛争との關係についてどう考えられますか。今度の貴重な体験を活かして、国民の大きな犠牲を越えて、政府といたしましては、この際ここに労働問題のあり方について、政府の施策全般について、根本的な長期的な施策をしつかり立てなければならぬときであると私は考えるのでございしますが、政府は如何なることを考へ、如何に進めようとしておられるのであるか。お伺いしたいところでございします。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(緒方竹虎君) お答えいたします。

御質問の趣旨は誠に御尤もでありまして、今回の争議が国民大衆の生活の上に及ぼしました深刻な影響につきましては、政府としても誠に遺憾に思つております。そこで炭勞のストに對しましては、電産の場合と同じであります。が、しばしば政府は勞使双方に對しまして勧告をいたしましたのであります。が、著しい効果がありませんので、遂に炭勞ストに對しましては緊急調整

を決定することとなつたような事態は御承知の通りであります。今後は勞使とも良識を以て問題の解決に當つてもうかがうことが極めて望ましいのであります。が、政府といたしましては、世論の動向を見まして、各方面の意向を聞き、慎重に研究して参りたいと思ひております。(拍手)「どう研究するのだ」「答弁にならんじやないか」「答弁を外している」と呼ぶ者あり

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(小笠原三九郎君) お答え申し上げます。

奥さんのお話になりました通り、中小企業者がこの長いストの下に非常な損害を受け、又、私ども国民生活が、夜間ろうそくの火の下に薪炭で飯を炊く、満員列車で通う、誠に大衆生活に大きな影響がありましたことについて遺憾千万に存しているところでございします。併し仰せになりました今のストの場合にどうするかというお話につきましては、私ども、料金等につきましては、これは供給規程が現在電気事業者と需用者との間に行われておりますので、ストの場合におきましても当然この適用の下に行くほかないと存するのでございします。その内容につきま

しては需用家及び事業者それらの立場からいろいろ意見はございまして、又今後改善検討すべき点も多々あると思ひてございしますが、現在のところでは、この供給規程を標準として、基準として、これを運用して参るというほかに途がないと考えている次第でございします。又今回のストライキで損害をこうむつたために、或いは規定の料金を直ぐにお支払い得ないと、こういうような方々もあると思ひるのでございしますが、このかたにつきましては私どもは供給規程の文字通りの解釈をそのままさせないようになつたと思ひますのでございまして、或る程度これらの運用を実績に即してやつてもらう。例えば或る程度支払遅延をいたしましたとしても需用家が不利益を受けないような工合に、電気会社と詰合つて指導して参りたいと考えておりますと共に、特に今後消費者に對するサービスを改善し、会社としての誠意を示されるように、電気事業者に要望いたしたいと思ひております。

なお只今無償交付の株等につきましてものお話でございしましたが、現在の電気事業は仰せの通り二千七百億圓に上る再評價積立金を持つていたのでございまして、一部無償交付等をいたし

た分もございまするが、併し今後のこ

れは資金調整のために増資をいろう／＼

いたさなければなりませんので、その

点から或る程度やむを得なかつたか

思ふのでございまするが、昨年の九月

期におきましては、それで久しぶりに

一割五分の配当をすることに相成つて

おりまするが、併し三ヶ月におきまし

ては、無償交付等の関係もございます

るので、或る程度配当率を下げるこ

になるのであらうと、こういうことに予

想いたしてゐる次第でございます。い

ずれにいたしましても今後の電力供給

の改善には十分努力をいたしたい。か

ように考へてゐる次第でございます。

なお、このストの結果、料金値上げ

のきつかけにでもなりはせぬかとい

ことを御懸念のようにも存じ上げまし

たが、これは私どもはさういふことは

いたさないと、かように考へており

ますことをここに申上げまして、お答

えといたします。(拍手)

〔政府委員福田一君登壇、拍手〕

○政府委員(福田一君) お答えを申上

げます。実は労働大臣が病氣のため私

が代つてお答えをいたすのでございま

するけれども、奥議員も御承知のこと

と存じますが、只今の法律制度の範

囲におきまして私たちは争議解決のた

めに全力を挙げたつもりでございま

す。御承知の通り、終戦後のこの労働

争議、初めて、何と言いますか、占領

が解かれた後のこの労働争議を、

労使双方の自主的な解決によつてやつ

てもらいたい、これが今後の根本的あ

り方として一番いい方法であるとい

ことを私たちは確信をいたしまして、

この意味合いにおいて、中労委を中心

としてこの問題の解決を何とか速かに

いたしたい、かように考へまして対処

して参つたのでございまして、その

間、中労委の調停案或いは斡旋案がで

きました場合にございましては、石炭に

つきまして電力につきましても、い

ずれも労使双方に對しまして、何とか

これを中心として解決をしてもらいた

いといふことを、再三実は誠意を以て

勧告を申上げたような次第でありま

す。併しながら、こういうことをいた

しましたけれども、今回のように非常

に争議が長引きました、国民大衆に對

し大きな被害と言いますか、迷惑

を及ぼしたことにございましては、奥先

生のおつしやる通り誠にこれは我々

としても考へなければならぬ問題であ

ると存じておる次第であります。特に

電気につきましてはお断の通りでござ

いまして、これが生活必需品としてあ

りまするこの電気の特性から考へてみ

ましても、我々としては今後慎重にこの

問題を研究いたさなければならぬ、

かように考へておる次第でございま

す。(拍手)

〔奥むめお君発言の許可を求めむ〕

○奥むめお君 再質問願います。ちよ

つと時間が余つておるかと思ひます。

○議長(佐藤尚武君) 少々余つており

ます。再質問でございますか……どう

ぞ。

〔奥むめお君登壇、拍手〕

○奥むめお君 只今官房長官或いは通

産大臣、労働政務次官からお答へがあ

りましたが、私は皆さんにこの国民が

受けた損害をどう償うかといふ問題

を、具体的に、あり方、御所信を伺つ

たのでございします。官房長官から一つ

責任ある御答へを具体的にお願いした

い。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをい

たします。二つの争議が妥結調印いた

しましたのに、政府といたしまして

も慎重に研究をいたしたいと考へてお

ります。(笑聲)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、母子

福祉資金の貸付等に関する法律案(衆

議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生

委員長藤森實治君。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

母子福祉資金の貸付等に関する法

律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年十二月十五日

衆議院議長 大野 伴郎

参議院議長 佐藤尚武殿

母子福祉資金の貸付等に関する

法律

(目的)

第一条 この法律は、配偶者のない

女子であつて現に児童を扶養して

いる者に対し、資金の貸付を行

うこと等により、その経済的自立の

助成と生活意欲の助長を図り、あ

わせてその扶養している児童の福

祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「配偶者

のない女子」とは、配偶者(婚姻の

届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含

む。以下同じ。)と死別した女子で

あつて、現に婚姻(婚姻の届出を

していないが、事実上婚姻関係と

同様の事情にある場合を含む。以

下同じ。)をしていない者及びこれ

に準ずる左の各号の一に掲げる女

子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚

姻をしていない者

二 配偶者の生死が明らかでない

女子

三 配偶者から遺棄されている女

子

四 配偶者が海外にあるためその

扶養を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害

により長期にわたつて労働能力

を失つてゐる女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女

子であつて政令で定める者

2 この法律において「児童」とは、

二十歳に満たない者をいう。

(借主及び貸付の種類)

第三条 都道府県は、配偶者のない

女子であつて、民法(明治二十九

年法律第八十九号)第八百七十七

条の規定により現に児童を扶養し

てゐる者(以下「配偶者のない女子

であつて現に児童を扶養してゐる

者」という。)に対し、左の各号に

掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始するのに必要な資金(以下「生業資金」という。)

二 就職に際し必要な資金(以下「支度資金」という。)

三 事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金(以下「技能習得資金」という。)

四 技能習得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金(以下「生活資金」という。)

五 事業を継続するのに必要な資金(以下「事業継続資金」という。)

六 その扶養している児童に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校若しくは大学に就学させ、又は医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十一条に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を受けさせるのに必要な資金(以下「修学資金」という。)

七 その扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を当該児童に習得させるのに必要な資金(以下「修業資金」という。)

2 前項の場合において、修学資金又は修業資金の貸付については、その貸付により就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が、連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

3 前二項の規定による修学資金の貸付は、その貸付により高等学校又は大学に就学している児童が二十歳に達した後も、その者が当該学校を卒業するまで継続して行うことができる。その者が引き続き大学に就学した場合又はその者が若しくは当該引き続き大学に就学した者が卒業後直ちに実地修練を受ける場合においても、当該大学を卒業し、又は当該実地修練を終了するまで、また同様とする。

4 前三項の規定による修学資金又は修業資金の貸付期間中にその貸付を受けている第一項に規定する者が死亡した場合においては、修学資金の貸付により就学している

者が当該学校を卒業し、若しくは当該実地修練(大学に就学し医学を履修している者が、当該大学を卒業後直ちに実地修練を受ける場合においては、当該実地修練を含む。)を終了するまで又は修業資金の貸付により知識、技能を修得している児童が当該習得を終了するまで、その者に対して修学資金又は修業資金の貸付を継続して行うことができる。但し、修業資金については、その者が二十歳に達した後は、この限りでない。

第四条 前条の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の額は、左の各号に掲げる通りとする。

一 生業資金の貸付は、五万円以内

二 支度資金の貸付は、一万五千円以内

三 技能習得資金の貸付は、知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

き月額千円以内及びその扶養している児童一人につき月額五百円以内

五 事業継続資金の貸付は、一回につき三万円以内

六 修学資金の貸付は、高等学校に就学する者に係るときは、就学期間中月額五百円以内、大学に就学し、又は実地修練を受け、又は実地修練の期間中月額二千円以内

七 修業資金の貸付は、児童が知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

第五条 貸付金の償還期限は、生業資金については据置期間経過後四年以内、支度資金及び修業資金については据置期間経過後五年以内、技能習得資金及び生活資金については据置期間経過後十年以内、事業継続資金については二年以内、修学資金については据置期間経過後二十年以内とし、償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。但し、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 貸付金の利率は、年三分とする。但し、据置期間中は、無利子とする。

8 第一項の据置期間は、生業資金及び支度資金については貸付の日から一年間、技能習得資金、生活資金及び修業資金については知識、技能を習得する期間が満了した後六箇月を経過するまで、修学資金については当該修学資金の貸付により就学した者が当該学校を卒業した後(その者が引き続き修学資金の貸付により大学に就学した場合又はその者が若しくは当該引き続き大学に就学した者が卒業後直ちに修学資金の貸付により実地修練を受ける場合においては、最終の大学を卒業し、又は実地修練を終了した後)六箇月を経過するまでとする。

(保証人)

第六条 貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担

するものとし、その保証債務は、第九条の規定による違約金を包含するものとする。

#### (貸付の決定)

第七条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条に規定する都道府県児童福祉審議会(以下「都道府県児童福祉審議会」という)の意見を聞いて、貸し付けるかどうかを決定しなければならない。

#### (一時償還)

第八条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に對し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。

三 償還金の支払を怠つたとき。

#### (違約金)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日四銭の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。但し、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

第十条 都道府県は、左に掲げる場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて、將來に向つて貸付金の貸付をやめることができる。

一 貸付金の貸付を受けた者が第八条第一号又は第二号に該当する場合

二 貸付の目的を達成する見込がないと認められる場合

#### (委任事項)

第十一条 第三条から前条までに定めるものの外、貸付金の貸付の手續、貸付金の償還その他貸付金に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (特別会計)

第十二条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金及び第十三条第一項の規定による国からの借入金並びに貸付金の償還金(利子及び第九条の規定による違約金を含む。以下同じ)及び附属雑収入をもつてその歳入として、貸付金をもつてその歳出とする。

#### (国の貸付)

第十三条 国は、貸付金の財源として、都道府県が特別会計に繰り入れる金額と同額の金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の二分の一に相当する金額を、政令の定めるところにより国に償還しなければならない。

3 第一項の規定による貸付の手續に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

#### (貸付業務の報告)

第十四条 都道府県知事は、この法律による貸付金の貸付業務の状況に關し、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

第十五条 都道府県に母子相談員を置く。

2 母子相談員は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、身上相談に應じ、その自立に必要な指導を行う等これらの者の福祉の増進に努める。

3 母子相談員は、社会的信望があり、且つ、前項に規定する母子相談員の職務を行うのに必要な熱意を持つている者の中から、都道府県知事が任命する。

4 母子相談員は、非常勤とし、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。

5 この法律により母子相談員に要する費用は、都道府県が支弁し、国は、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

#### (売店等の設置の許可)

第十六条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雜誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病氣その他正当な理由がある場合の外は、みずからその業務に従事しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設を設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設内の管理者と協議を行い、且つ、公共的施設における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に知らせる措置を講じなければならない。

#### (専売品販売の許可)

第十七条 日本専売公社は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者がたばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十

一条第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造したばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六中

母子相談員  
を  
肥料検査吏  
に改める。

3 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 母子相談員に要する経費

〔農林省治政、拍手〕

○藤森眞治君 只今議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、配偶者のない女子、なかんずく子供を抱えた母親が独力で生活して参りますには、物心両面に亘りまして幾多の困難が伴ないがらであることは申すまでもないところでございます。これら母子世帯に対しては、助成措置を講じ、以て母親の生活自立を助け、併せてその扶養する児童の福祉を増進いたしますことは最も緊急を要する問題でありまして、国及び地方公共団体はその責任上一日もこれをゆるがせにすることができないと存する次第であります。然るに、これらの母子世帯に対する従来の施策といしましては、職前は母子保護法によりまして十三歳未満の子を有する母子世帯に対しては生活費の支給等の措置がなされていたのでありますが、昭和二十二年生活保護法の制定に伴いまして母子保護法は廃止せられ、国民平等の原則の下に、母子に対する福祉の諸施策等も又主としてこの生活保護法の見地に基いて行われることに相成りました。その足りない部分は、児童福祉法による母子寮とか保育所等の活用、及び軍人軍属の遺家族である母子に対する戦傷病者戦没者遺族等福祉法による措置、その他税制上の配慮等によりまして、わずかに補綴されておる実情なのであります。殊に第二次大戦に直接間接に起因して激増いたしました母子世帯は、戦後の特異な社会経済事情に影響を蒙り、一般的にその生活はますます困難の度を加えつつあるものであります。折角自立自営の生活意欲に燃えながらも、事業の開始、継続及び児童の就学等に要する資金融通の途がないために、生活内容の改善向上を図る当てもなく、やがては生活保護の該当者に陥落するの一手手前という不安な窮状にさらされておる者が頗る多い実情であります。ここにおきまして、母子世帯のかかる窮状を打開する応急の措置として本案の提出をみた次第でございます。

この法律の概要について御説明申し上げますと、  
第一に、対象の点でありますのが、この法律による援護を受ける対象は、配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる事情にある女子でありまして、而も現に二十歳未満の児童を扶養しておる者であります。  
第二に資金貸付制度の内容について申し上げますと、次の七種類の資金を

それ／＼一定の限度を以て貸付けようとするものであります。即ち第一に、事業を開始するに必要な生活資金の貸付は五万円以内、第二に、就職に際し必要な支度資金の貸付は一万五千元以内、第三に、事業を開始するために知識技能習得資金の貸付は月額千五百円以内、第四として、技能習得資金の貸付を受けておる期間中の生活を維持するのに必要な生活資金の貸付は、本人につきましては月額千円以内及びその児童一人につき月額五百円以内、第五に、事業を継続するのに必要な事業継続資金の貸付は一回につき三万円以内、第六に、児童を就学させるに必要な就学資金の貸付は、高等学校では月額五百円以内、大学又は医師実地修練中は月額二千円以内、第七に、児童が事業を開始するために知識技能を習得させるのに必要な修業資金の貸付は月額千五百円以内、以上の七種類であります。これらの貸付金はそれ／＼一定の据置期間中は無利息とし、そのあとは年三分の利子を付しまして所定の期間内に貸付金の償還をいたさせることにしておるのであります。

第三に、資金の貸付業務は都道府県が行うこととしております。都道府県が貸付金の貸付を行うにつきましては特別会計を設けることとしたしておるのであります。即ち第一に、貸付金に対する財源措置をいたしましては、国は都道府県がこの特別会計に繰入れる金額と同額の金額を無利息で都道府県に貸付けることとしたのであります。  
第四番目に、都道府県に母子相談員を置いて、母子世帯に関するいろいろの相談に応じ、且つ必要な指導に当らせることとしたしまして、国はこの母子相談員に要する経費の二分の一を負担することとしたのであります。  
第五に、母子世帯の職場開拓を促進するために、国又は地方公共団体の設置した公共的施設等の管理者に対しましては、母子世帯から申請がありまして、母子世帯から申請がなされた場合には、その施設の中において、物品販売のための売店の設置、又は理容所、美容所等の施設を設置することとを許可することに努力するようにいたしておるのであります。なお又日本専売公社に対しましては、これらの母子世帯から製造したばこの小売人の指定方を申請いたしましたときには、これを指定することについて特に努力するように規定を設けてあるのであります。  
以上がこの法律案の提案理由並びにその大要であります。

厚生委員会におきましては、かねてから母子世帯の福祉の増進問題につきまして多大の関心を払ひまして、これが施策の推進方を政府当局に対して強く要請すると共に、その立法措置について種々研究努力を続けて参つた次第でありまして、今国会におきましては本委員会に母子福祉に関する小委員会を設置いたしまして、山下委員がその小委員長となつて専心立案に努力された結果、一応母子福祉法案要綱の作成を見るに至つたのでございます。本要綱は、未亡人団体等の要望事項をも参酌いたしまして、相当広汎に母子福祉に関する諸施策を取入れたものでありまして、小委員会においてこれに検討を加えていた次第でございます。ところが一方、衆議院におきましては、別個に、主として資金の貸付に重点を置いた母子福祉資金の貸付等に関する法律案を立案されたのであります。ここに

母子福祉小委員の合同打合せ等を開催いたしまして協議する等、極力両院の意見の調整に努めました結果、衆議院側草案の一部を削除し、且つ参議院側の要望事項を取入れたものを原案とするに妥結を見まして、結局同一内容の法案を両院各別に提案することと相成つたのであります。

かくて本院におきましては、すでに御承知の通り、本月十五日に山下委員君ほか七名により母子福祉資金貸付法案として発議され、本委員会に付託されました。そこで去る十六日の厚生委員会におきまして発議者からその提案理由の説明を聴取いたしました次第であります。然るに衆議院におきましては、本月十三日に母子福祉資金の貸付け等に関する法律案として提案されました。去る十五日に同院の厚生委員会並びに本会議を急速に通過して本院に送付されました。本委員会に付託されたのであります。よつて厚生委員会は昨十八日に開会いたしまして、衆議院送付案について審議を進め、提案者側から提案理由の説明を聴取いたしました。慎重審議をいたし、種々熱心な質疑応答が交わされたのであります。

即ち、山下委員からは、この法案の性格は、母子世帯に対する社会福祉的なものか、それとも単なる金融措置的なものであるか。又、都道府県を貸付機関とした理由はどうか。又、国がみずから果すべき責任を都道府県に転嫁しておるように思われるがどうか。又、法の施行によつて現在都道府県が実施しておる資金の貸付を国に肩替りさせる結果になる虞はないか。又、本法による資金の貸付制度は頗る厳格で、賄ひ失する感があるがどうか。又、本法の実施について未亡人団体等を活用するや否や。又、貸付金の限度は過少だと思ふがどうか。なお、母子相談員の職務の範囲並びに母子相談員と社会福祉主事との関係如何等々について質問がございました。なお藤原委員、河崎委員、井上委員からもいろいろ重要な質問がありまして、提案者並びに厚生省児童局長からそれ々々答弁がございましたが、これらの詳細はすべて速記録により御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に移りましたところ、自由党を代表して大谷委員から、この法律案の内容は資金の貸付が殆んどその大部分であつて、かねてから参議院において研究した構想に比して著しく狭小であるのは遺憾であるが、母子福祉立法の急務なるに鑑

み、今国会においてこの法案の成立を期するためには又止むを得ないと思ふ。将来適当な時期に参議院側の構想を十分取入れて法の完璧を図るよう期待し、且つ本法の実施に當つては万遺憾なきを期するよう当局に要望して原案に賛成する旨を述べられました。次に社会党第四控室を代表して河崎委員から、同題旨の意見を述べた後、特に母子相談員には婦人を優先的に採用してもらいたいこと、貸付金の金額を増額して全額国庫負担とするように努力すること、及び将来は完璧な母子福祉法を制定するよう努力すること等の要望事項を付して原案に賛成の意を表され、又懇談会を代表して井上委員から、改進黨を代表して深川委員から、それ々々同題旨の事項を要望して原案に賛意を表されたのであります。かくて討論を終結、採決の結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、

日租第三、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案、  
日租第四、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長中川以良君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十七年十二月十九日 参議院会議録第十三号 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案の一部を改正する法律案

性格は、母子世帯に対する社会福祉的なものか、それとも単なる金融措置的なものであるか。又、都道府県を貸付機関とした理由はどうか。又、国がみずから果すべき責任を都道府県に転嫁しておるように思われるがどうか。又、法の施行によつて現在都道府県が実施しておる資金の貸付を国に肩替りさせる結果になる虞はないか。又、本法による資金の貸付制度は頗る厳格で、賄ひ失する感があるがどうか。又、本法の実施について未亡人団体等を活用するや否や。又、貸付金の限度は過少だと思ふがどうか。なお、母子相談員の職務の範囲並びに母子相談員と社会福祉主事との関係如何等々について質問がございました。なお藤原委員、河崎委員、井上委員からもいろいろ重要な質問がありまして、提案者並びに厚生省児童局長からそれ々々答弁がございましたが、これらの詳細はすべて速記録により御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に移りましたところ、自由党を代表して大谷委員から、この法律案の内容は資金の貸付が殆んどその大部分であつて、かねてから参議院において研究した構想に比して著しく狭小であるのは遺憾であるが、母子福祉立法の急務なるに鑑

昭和二十七年十二月十九日 参議院會議録第十三号

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案外二件

一七二

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十五日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤尚武殿

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「八千万円」を「一億八千八百一十二万六千円」に改める。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十五日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤尚武殿

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法(昭和二十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

漁船乗組員給与保険法(以下給与保険法ト謂フ)ニ依ル漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ経理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計ニ前項ノ再保険事業ノ経理ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外給与保険勘定ヲ設ケ

給与保険勘定ニ於テハ漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業経営上ノ再

保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金、給与保険法第二十九条ノ規定ニ依ル納付金及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

業務勘定ニ於テハ第三条ノ三ノ規定ニ依ルモノノ外給与保険法第三十五条ニ於テ準用スル法第四十三条ノ規定ニ依ル一般会計ヨリ繰入金及漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ業務ノ執行ニ要スル経費ヲ以テ夫々其ノ歳入及歳出トス

第三条ノ四第一項及第二項、第四条乃至第七条並ニ第九条ノ規定ハ給与保険勘定ニ付之ヲ準用ス

## 附則

この法律は、漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)施行の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十七年十二月十七日

衆議院議長 大野 伴睦

参議院議長 佐藤尚武殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ二中「千七百億円」を「二千二百億円」に改める。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君 只今議題となりました漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案の、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について申し上げます。

旧漁船保険法により、拿捕、抑留等の事故を保険の目的として特約した特殊保険につきましては、昭和二十六年度における保険事故の異常な発生のため、漁船再保険特別会計の再保険金の支払が著しく増加をいたし、多大の損失を生じたのであります。この損失を補填するために、その事故の性質に鑑みまして、先般第十三国会においては、昭和二十六年四月一日から同年十一月末日までの損失八千万円を、一般会計からこの会計の特殊保険勘定に繰入れることとしたのであります。が、今回同年十二月以降発生をした損失一億八千八百一十二万六千円の補填につきましても、前回同様一般会計からこの会計の特殊保険勘定に繰入れることができないようにしようとするものであります。委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくして質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案について御報告を申し上げます。

本案は、第十三国会で成立をいたしました漁船乗組員給与保険法が施行されるに伴ひまして、同保険にかかわる政府の再保険事業の経理について、その保険事故の性質が漁船損害補償法に規定する特殊保険事故と関連性を持つてお

めに、漁船再保険特別会計の再保険金の支払が著しく増加をいたし、多大の損失を生じたのであります。この損失を補填するために、その事故の性質に鑑みまして、先般第十三国会においては、昭和二十六年四月一日から同年十一月末日までの損失八千万円を、一般会計からこの会計の特殊保険勘定に繰入れることとしたのであります。が、今回同年十二月以降発生をした損失一億八千八百一十二万六千円の補填につきましても、前回同様一般会計からこの会計の特殊保険勘定に繰入れることができないようにしようとするものであります。委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくして質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

りまする關係上、当分の間、漁船再保険特別会計をして取扱はせることが出来ることとしたしまして、同会計に給与保険勘定を設けて経理を行わしめると共に、併せてその経理に必要な諸規定を整備しようとするものであります。委員会における審議の詳細は速記録によつて御了承を願ひたいと存じます。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、食糧管理特別会計の負担に属する食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を引上げようとするものであります。即ち、昭和二十七年産米の政府買入価格が石当り七千五百円に引上げられたこと等の理由によりまして、食糧買入代金の増加が予想され、その結果、昭和二十八年一月末において本会計の負担に属する食糧証券の発行等は約二千二百億円程度に達するものと見込まれます。従ひまして、本会計の運営を円滑にするため、食糧証券を発行し及び借入金等を行うことのできる限度額が現在千七百億円であり、これを二千二百億円に引上げるこ

としようとするものであります。委員会の審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第五より第九までの請願及び日程第四十五より第四十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長吉田法晴君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 只今議題となりました名古屋市中に労災病院設置の請願外請願五件、陳情七件につきまして、労働委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告いたします。

請願第四百三十三号、第六百七十二号、名古屋市中に労災病院設置の請願、第二百四十八号、福島県に労災病院設置の請願、第四百八十二号、北海道美唄市に労災病院設置の請願、第五百八十五号、広島県呉市に中国四国労災病院設置の請願は、いずれも名古屋市中、福島県、北海道美唄市、広島県呉市にそれぞれ労災労働者保護の万全を期するたため労災病院を設置せんことを要請しておるのであります。次に、請願第七百四十九号、失業対策日雇労働者の最低生活確保に関する請願は、大阪府池田市においては、失業対策事業に従事する労働者は年末を控へ不安定な生活を続けておるので、越年資金を支給すること、十二月中完全就労させること及び平均日額を引上げて最低生活を確保することを要請しておるのであります。

次に、陳情第五百十号、日雇労働者の失業対策に関する陳情は、東北地方、北海道は、積雪期において公共事業及び一般民間事業は休止或は縮小し

て、例年日雇労働者の失業が深刻となるので、これが救済のため失業対策事業を拡充強化する措置を講ぜられるよう要請しておるのであります。次に、陳情第八十一号、第九十九号、第三百十九号、第五百二十二号、第八百八十五号、第九百二十二号は、いずれも今回の炭労或いは電産の争議を成るべく速かに円満解決して、国民経済を平常に回復せしめるよう要請しておるのであります。

以上請願六件、陳情七件は、いずれもその願意において尊重すべきものがあり、おおむね妥当なものと認めましたので、これを採択し、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)  
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第十より第二十までの請願及び日程第五十より第五十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事伊藤保平君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔伊藤保平君登壇、拍手〕

○伊藤保平君 只今上程せられました大蔵委員会付託の請願並びに陳情につきまして、本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、特に小委員会を設けて、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。その上、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。

日程第十の請願は、戦時消費税率止当時の在庫品に対する納め過ぎ税金を還付せられたいとの趣旨であり、日程第十一の請願の各件は、いずれもガソ

昭和二十七年十二月十九日 参議院會議録第十三号 議事日程変更の件 百日ゼキ、ジフテリヤ注射機救済に関する請願外四十件

一七四

リン税を軽減せられたいとの趣旨であり、いずれもその願意は適当と考えられます。日程第十二の請願各件は、いずれも酒税を軽減せられたいとの趣旨であり、酒税についてはこの際相当地引下げることが適当と考えられます。日程第十三の請願は、生命保険の所得税控除額及び死亡保険の受取人に対する相続税非課税額を引上げられたいとの趣旨であり、日程第十四の請願は福島県石川町にたばこ試験場を設置せられたいとの趣旨であり、日程第十五の請願は給与所得の控除額を引上げられたいとの趣旨であり、日程第十六の請願は技術保存の立場から工芸しゅう品の物品税を撤廃せられたいとの趣旨であり、日程第十七の請願は、觀賞用写真及び印刷物に対する物品税は、百円未満を無税、三百円未満を一割に減免せられたいとの趣旨であり、いずれもその願意は適当と考えられます。日程第十八の請願は、所得月額一万五千円まで免税、超過勤務手当、社会保険料、退職手当金の免税の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、そのような方向に適切な措置をするのが適当と考えられます。日程第十九の請願は、たばこ小売の利益率を引上

げられたいとの趣旨であり、日程第二十の請願は、物品税法中の貴石、半貴石類に適當な免税点を設置すると共に、室内裝飾用品並びに身辺類貨物の免税点を引上げられたいとの趣旨であり、免稅点は相當額引上げるのが妥當と考えられます。よつて以上の三十七件は、いずれも議院の會議に付し内閣に送付すべきものと決定いたしました。次に、日程第五十の陳情は、民間資本の蓄積、企業經營の内容の充実及び健全化を促進する意圖を以て税制を改正すること、直接税に重点を置いて租税体系の均衡を図ること等の施策を実施せられたいとの趣旨であり、日程第五十一の陳情は給与所得税を軽減せられたいとの趣旨であり、日程第五十二の陳情はガソリン税を軽減せられたいとの趣旨であり、いずれもその願意は妥當と考えられます。よつて以上三件は、いずれも議院の會議に付し内閣に送付すべきものと決定をいたしました。右御報告を申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 給員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二十一より第四十四までの請願及び第五十三より第六十九までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕  
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員会理事大谷磐清君。  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
〔大谷磐清君登壇、拍手〕  
○大谷磐清君 只今上程せられました請願四十二件、陳情十八件につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。これらの請願、陳情を大別いたしますと、国立病院、療養所の整備拡充、清掃事業に対する国庫補助、らい予防事業等、医療及び公衆衛生に関するものが十八件、児童福祉事業の進展等、

社会福祉に関するもの二件、社会保険の医療給付費二割国庫負担に関するもの二件、国立公園その他四件、遺族援護に関するもの三十四件でありまして、厚生委員会におきましては三回に亘り審議いたしましたのでありますが、本委員会には遺族援護に関する小委員会を設けておりますので、遺族援護に関するものは小委員会において審議し、なお厚生委員会に小委員長の報告を求め、慎重審議を重ねました結果、以上の請願、陳情は、いずれも願意は妥當なものとして認め、議院の會議に付して内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(佐藤尚武君) 給員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散會いたします。  
午前十一時四十九分散會

○本日の會議に付した事件  
一、航空政策に関する緊急質問  
一、公益事業ストにより一般大衆に与えた損害に関する緊急質問  
一、日程第一 母子福祉資金の貸付等に関する法律案  
一、日程第二 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案  
一、日程第三 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案  
一、日程第四 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案  
一、日程第五乃至第九の請願  
一、日程第四十五乃至第四十九の陳情  
一、日程第十乃至第二十の請願  
一、日程第五十乃至第五十二の陳情  
一、日程第二十一乃至第四十四の請願  
一、日程第五十三乃至第六十九の陳情

出席者は左の通り。

## 議員

議長 佐藤 尚武君

伊達源一郎君 館 哲二君  
 竹下 豐次君 高橋龍太郎君  
 高橋 道男君 高田 寛君  
 高木 正夫君 新谷實三郎君  
 西郷吉之助君 杉山 昌作君  
 楠見 義男君 木下 辰雄君  
 河井 彌八君 加藤 正人君  
 片柳 眞吉君 柏木 庫治君  
 加賀 操君 小野 哲君  
 奥 むめお君 岡本 愛祐君  
 阿部 常君 梅原 眞隆君  
 井上なつゑ君 伊藤 保平君  
 石黒 忠雄君 飯島通次郎君  
 赤木 正雄君 山本 勇造君  
 村上 義一君 森 八三一君  
 三浦 辰雄君 溝口 三郎君  
 前田 綴君 堀越 儀郎君  
 廣森 眞治君 藤野 繁雄君  
 野田 俊作君 西田 天香君  
 小林 政夫君 高良 とみ君  
 小宮山常吉君 大矢半次郎君  
 廣瀬興兵衛君 岡崎 眞一君  
 松平 勇雄君 岡田 信次君  
 加藤 武雄君 植竹 春彦君  
 山本 米治君 古池 信三君  
 小杉 繁安君 青山 正一君

石川 榮一君 西山 龜七君  
 玉柳 實君 大谷 豊清君  
 一松 政二君 深水 六郎君  
 仁田 竹一君 徳川 頼貞君  
 左藤 義詮君 大島 定吉君  
 黒田 英雄君 中川 以良君  
 川村 松助君 寺尾 豊君  
 中山 壽彦君 小串 清一君  
 野田 卯一君 重宗 雄三君  
 大野木秀次郎君 入交 大蔵君  
 宮田 重文君 宮本 邦彦君  
 堂森 芳夫君 杉原 荒太君  
 平井 太蔵君 秋山俊一郎君  
 小泉 秀吉君 長谷山行毅君  
 高橋進太郎君 滝井治三郎君  
 カニエ野彦君 安井 謙君  
 長島 銀蔵君 平沼彌太郎君  
 上原 正吉君 東 隆君  
 園 伊能君 溝淵 春次君  
 池田宇右衛門君 鈴木 恭一君  
 中村 正雄君 北村 一男君  
 小野 義夫君 白波瀬米吉君  
 石原幹市郎君 赤松 常子君  
 松浦 清一君 大屋 晋三君  
 泉山 三六君 中川 幸平君  
 片岡 文重君 河崎 ナツ君  
 重盛 壽治君 清澤 俊英君  
 品 清君 小酒井義男君  
 梅津 錦一君 大野 幸一君

田中 一君 下條 恭兵君  
 高田なほ子君 三輪 貞治君  
 加藤シヅエ君 吉川末次郎君  
 若木 勝蔵君 原 虎一君  
 村尾 重雄君 矢嶋 三義君  
 羽生 三七君 三橋八次郎君  
 相馬 助治君 曾根 益君  
 菊川 孝夫君 門田 定藏君  
 山下 義信君 棚橋 小虎君  
 小笠原三三男君 栗山 良夫君  
 内村 清次君 須藤 五郎君  
 水橋 藤作君 千田 正君  
 菊田 七平君 小川 久義君  
 前之園喜一郎君 駒井 康平君  
 三好 始君 岡村文四郎君  
 木内 四郎君 鈴木 強平君  
 油井賢太郎君 一松 定吉君  
 石川 清一君 吉田 法晴君  
 稻垣平太郎君 松浦 定義君  
 山崎 恒君 鬼丸 義齊君  
 谷口弥三郎君 大隈 信幸君  
 滝野 清雄君 岩男 仁藏君  
 松原 一彦君 深川榮左エ門君  
 深川タマエ君  
 國務大臣 山縣 勝見君  
 厚生大臣 小笠原三九郎君  
 通商産業大臣 石井光次郎君  
 運輸大臣 緒方 竹虎君  
 國務大臣 大野木秀次郎君

## 政府委員

大蔵省法規課長 白石 正雄君  
 厚生省児童局長 高田 正巳君  
 通商産業省 重工業局長 葦沢 大義君  
 通商産業省 益事業局長 石原 武夫君  
 運輸省航空局長 荒木茂久二君  
 労働政務次官 福田 一君

昭和二十七年十二月十九日 参議院會議録第十三号

一七六

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十 円  
(送料別)

発行所

東京府新宿区市谷本町一五  
大蔵省印刷局  
電話九四四三